

# 申請時や記入上の注意事項

※申請書裏面の注意事項も必ずお読みください

## <参考>

個人売買で、検査登録を受けることを前提として、自動車を譲受人の回送する場合も許可申請の対象となります。しかし、検査登録を最終目的としない単なる保管場所の移動は許可できません（将来的にいつか車検を取るつもりでも、許可対象外です）。

## 自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注：裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出してください。

車名 Maker of the vehicle			自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
形状 Type of Body	1 箱形(Box-shaped)      2 ステーションワゴン(Station Wagon) 3 バン(Van)                      4 キャブオーバー(Cab-over) 5 オートバイ(motorcycle) 6 その他( )	保険会社名 Name of Co.		
車台番号 Serial No.		証明書番号 Voucher No.		
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送(Inspection)      2 登録のための回送(Registration) 3 封印取付け(Seal)のための回送 4 その他(Other) ( )	保険期間 Insurance Period	自(F)	至(T)
運行の経路 Route	出発地(From) 経由地(Via) 到着地(To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。	備考		
運行の期間 Service period	自(From) 年 月 日 ~ 至(To) 年 月 日 ( 日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1~2日間です。)	備考		

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

新潟県妙高市長 殿

申請人	住所 Applicant's Address	
	氏名または名称 Name ※法人の場合は代表者名も記入してください	(代表者) 電話(Tel) ( ) ( )
	業種 Type of industry	1 販売業(Sales)      2 整備業(Maintenance Services) 3 個人(Personal)
	番号標受領者氏名・住所 Recipient Name・Address Applicant	※申請人と異なる場合のみ記入

法人の場合は、「住所」「氏名または名称」は法人情報を記入し、「番号標受領者氏名・住所」欄に実際に窓口へ申請に来た従業員のかたの情報も併せて記入してください。

車検証に記載されている「車名」「車体の形状」「車体番号」を記入してください。

## <ご注意ください>

試乗や廃車のための回送、保管場所の移動（将来的にいつか車検を取るつもりでも）は自動車臨時運行許可申請の対象外です。

許可申請は、できるだけ運行する日の直前に行ってください。土日や早朝出発の場合は前日等の許可申請を受付けますが、それ以外は運行する当日に申請してください。

運行の経路は、合理的な運行経路で「出発地」「経由地」「到着地」を市区町村名で記入してください。隣接する区間（例えば、妙高市→上越市）の場合は経由地の記載は不要です。

運行の期間は必要最小日数（実際に使用する日）になります。一目的一許可ですが、整備が車検を目的としている場合は二目的（整備・車検）でも許可します。ただし、土曜日に整備工場へ移動、月曜日に車検場へ移動するような、なか日がある場合はそれぞれ許可を取る必要があります。

- 申請時に、次の書類を提示してください。
- ①申請に来た人の本人確認書類（運転免許証など）
  - ②自賠責保険証（原本に限る）
  - ③下記の自動車検査証など  
(なお、原本の提出が難しい場合は、コピーや写真に原本と相違ないことを申請者が署名押印すれば受け付けます)
- ・自動車検査証
  - ・抹消登録証明書（自動車検査証返納証明書）
  - ・通関証明書等
  - ・限定自動車検査証
  - ・完了検査終了証 など

※有効期限満了後は速やかに（遅くとも5日以内に）、仮ナンバーと許可証の両方を必ず返却してください。  
仮ナンバーを紛失や損傷させた場合は、現物を再作成して返還してもらう義務が発生します。